

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年9月30日

提出者

成 相 安 信	福 田 正 明	五百川 純 寿
絲 原 徳 康	大 屋 俊 弘	中 村 芳 信
園 山 繁	尾 村 利 成	白 石 恵 子
角 智 子	中 島 謙 二	池 田 一
須 山 隆	山 根 成 二	生 越 俊 一
岩 田 浩 岳	高 橋 雅 彦	吉 田 雅 紀
吉 野 和 彦	嘉 本 祐 一	田 中 明 美
大 国 陽 介	内 藤 芳 秀	多々納 剛 人
福 井 竜 夫	原 拓 也	坪 内 涼 二
久 城 恵 治	岸 道 三	岡 本 淳
野 津 直 嗣	岡 崎 綾 子	河 内 大 輔
森 山 裕 介	中 村 絢	

(別紙)

「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書

特殊土壤地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和２７年に「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（以下、「特土法」という）」が制定され、その対策が講じられることとなった。

以来、１４回にわたる期限延長が図られ、治山、砂防、農地などの対策事業が進み、県土の保全や農業生産力の向上に多大な成果を挙げてきているところであるが、特土法は令和８年度末をもって失効することとなっている。

しかしながら、近年、台風や局地的な集中豪雨などによる甚大な災害が発生する中、被害を受けやすい特殊土壤地帯においては、治山・治水・砂防や道路防災・農地防災などの事業の必要性が高く、これらの対策を講じることで、県民の安全・安心な暮らしを守って行く必要がある。

また、特殊土壤地帯において、収益性の高い農業を効率的かつ安定的に取り組むため、基盤整備により生産条件を改善し、農業生産力や収益力の向上を図っていくことも重要である。

よって、国におかれては、災害の多発や農業の生産性に不利な面があるなど、特殊土壤地帯の厳しい実情を御賢察の上、特土法の期限を延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

【令和８年９月３０日原案可決】